

令和 2 年度の主な政府方針（スポーツ関係）

●経済財政運営と改革の基本方針 2020

～危機の克服、そして新しい未来へ～ （令和 2 年 7 月 1 7 日閣議決定）（抄）

第 1 章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて

2. ポストコロナ時代の新しい未来

世界が今、大きな変化に直面する中で、我が国は新たな時代を見据え未来を先取りする社会変革に取り組まねばならない。さもなくば将来にわたり日本が世界から取り残され埋没してしまいかねないとの切迫した危機意識を共有し、政府・企業・個人等それぞれの立場で変革への取組を始めることが不可欠である。

各国ともポストコロナの「ニューノーマル」の在り方を模索する競争を展開している状況の中で、感染症の拡大等先行きが不透明でもあり、確実な見通しを持つことは困難であるものの、今回の感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指す。すなわち、変化を取り入れ、多様性を活かすことにより、リスクに強い強靱性を高めながら、我が国が持つ独自の強み・特性・ソフトパワーを活かした「ニューノーマル」のかたち、「新たな日常」を構築していく。それを通じて、付加価値生産性を向上させるとともに、成長の果実を広く分配する中で、誰ひとり取り残されない、国民の一人一人が「包摂的」で生活の豊かさを実感できる「質」の高い持続的な成長を実現していく。

（略）

第 3 章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

（2）地域の躍動につながる産業・社会の活性化

⑤ スポーツ・文化芸術の力

歴史あるイベントや伝統行事等が中止され、活動の自粛が余儀なくされる中、スポーツ・文化芸術の灯を守り抜き、国民が再び活力と潤いのある豊かな生活を取り戻すことができるよう、スポーツ・文化芸術活動の再開・継続・発展を力強く支援する。

来夏に開催する復興五輪としての 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、感染症・暑さ対策や国際競技力の強化等を進め、人類が感染症に打ち勝った証として大会を開催し、レガシーを創出する。スポーツ・健康まちづくりによる社会・経済の活性化等を推進し、「スポーツの力」で日本を再生し、新たな時代を切り拓く。

文化芸術の発展・継承のため、団体等の活動基盤を強化し、日本博等の全国展開、メディア芸術ナショナルセンター構想、最先端技術も活用した発信等を通じ、国家ブランドを構築する。地域の宝である文化財を防衛する観点の取組や、伝統行事や食、日本遺産等の地域の文化資源の継承・磨き上げを支援し、「文化芸術の力」で地域の躍動を図る。

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

(2) 国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力

(略)

また、2025年大阪・関西万博をはじめ、今後予定される大規模国際大会等(※)に向け着実に準備を進める。良好な治安の確保のため、テロの発生の未然防止やサイバーセキュリティ対策等に万全を期す。

(※) ワールドマスターズゲームズ 2021 関西、第 19 回 F I N A 世界水泳選手権 2022 福岡大会。

●成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

6. 個別分野の取組

(1) K P I の主な進捗状況

《KPI》スポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。(※)

⇒2017年: 8.4兆円(スポーツGDP暫定推計値)

《KPI》全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する。

⇒構想・計画段階のスタジアム・アリーナは全国に80件以上が存在。

2020年度

より対象施設の選定を開始する予定。

(※) スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法として、DBJ等が開発したスポーツGDPを基準として評価するとともに、推計手法の更なる精緻化の検討を進める。

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ix) 観光・スポーツ・文化芸術

① 観光立国の実現

イ) インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策

(略)

・武道ツーリズムなど地域の文化とスポーツを掛け合わせたコンテンツ開発等を進めるため、2020年度は全国6地域におけるモデル的な取組等を実施する。

(略)

② スポーツ産業の未来開拓

新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ活動の急激な縮小が余儀なくされている。今後の感染状況の鎮静化等を踏まえ、感染予防に最善を尽くし

つつ、段階的にスポーツ活動を再開・本格化させていくとともに、スポーツ団体の経営力の強化等の基盤的取組やスポーツツーリズム等の地域レベルの様々な取組を着実に推進する。特に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、国際競技力の強化を図りつつ、様々な関連施策の効果的・効率的な実施に取り組む。

ア) スポーツの成長産業化の基盤形成

- ・2019年度に策定したスポーツ団体ガバナンスコードに基づき、2020年度から開始される統括団体（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）による適合性審査の実施結果の報告を受け、統括団体に対し、必要な助言を行う。中央競技団体の中長期普及・マーケティング戦略策定を引き続き支援し、策定や実施に係る課題を把握し必要な助言を行うほか、模範的な取組については4年後の達成目標を含む事業計画の策定・実施を支援する。中央競技団体による取組の自律的な改善を促すチェックリストを作成するほか、中央競技団体間の共通業務の統合・効率化に係る課題の検討・分析に2020年度中に着手する。
- ・スポーツ経営人材育成のため、MBAコース等への導入も見据えた実践的なカリキュラム開発等の取組を推進する。スポーツ団体への外部人材の流入及び定着を促すため、マッチングに加え課題分析を踏まえた助言等を行う。
- ・スポーツ分野と他産業との融合による新事業創出を目的とするスポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）について、国内外の人的交流を促すほか、社会課題解決の取組やSOIPの最新トレンドに関する情報発信を行うカンファレンスの開催、事業化を支援するアクセラレーションプログラムの実施に加え、先進事例の発信及び外部リソースの活用により一層の事業化を促すための「スポーツオープンイノベーションコンテスト（仮称）」を開催する。

イ) スポーツを核とした地域活性化

- ・「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」として選定した案件に対し、関係府省庁による重点的な支援を行う。また、地域のプロスポーツチーム等と企業、大学等が連携してまちづくりや高付加価値サービスの創出を促す地域版SOIPの構築を促進する。
- ・「スポーツのしやすさ指標」（仮称）の2020年度中の開発と同指標を活用した全国各地におけるスポーツ実施率向上のための啓発や、官民連携による学校体育施設の有効活用の推進といった地域のスポーツ環境の確保・充実化を、地方自治体を含む関係者との協働により進める。加えて、ICTによる地域のスポーツ資源の情報の一元化に向けた見える化、利用者とのマッチングを通じた利活用を進める。
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、ホストタウンに取り組む官民連携横断的組織を地域スポーツコミッションへ発展させる取組

の支援や、自治体によるスポーツ・健康まちづくりにきめ細かく対応する相談体制、障害者を含む住民が運動・スポーツを習慣化するためのスポーツ行政と医療の連携体制の構築を進める。

- ・関係省庁との連携を強化しつつ、これまでの課題や事例の横展開等を通じ、地域スポーツコミッション等が行うスポーツツーリズムの取組を着実に推進する。「武道ツーリズム」については、2020年度に発足する全国組織を中心に、民間企業等を巻き込んだネットワークの構築等に取り組む。

●まち・ひと・しごと創生基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

第2章 政策の方向

2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正

（1）感染症の克服と危機に強い地域経済の構築（地方創生臨時交付金）

②強靱かつ自律的な地域経済の構築

（ii）「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等（「地域未来構想 20」の促進等）

(b) 新たな暮らしのスタイルの確立

（略）

文化芸術・スポーツ・コンテンツビジネス

｜地域の文化芸術・スポーツ・コンテンツビジネス等の

創造発信

（略）

第3章 各分野の政策の推進

2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

（2）地方への移住・定着の推進

③魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興等

【具体的取組】

(a) 特色ある地方創生のための地方大学の振興

- ・「キラリと光る地方大学づくり」を進め、地域における若者の雇用機会の創出を促進する。2018年度に採択された事業については、取組が地域に根付いたものとなるよう資金面の自走化も含めて事業推進を加速する。また、新設した地方公共団体における計画作成の段階から支援する申請枠を通じ、製造業のみならず農林水産業、観光業、情報通信業、文化産業、スポーツ産業等において、特色ある取組を促す。

（内閣府地方創生推進事務局）

4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

（1）活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

②地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

豊かな自然、観光資源、文化、スポーツ、地域エネルギーなど地域の特色ある資源を最大限に活かし、地域の活性化及び魅力向上を実現する。

【具体的取組】

(d)スポーツ・健康まちづくり

- ・東京 2020 大会を契機にスポーツ・健康まちづくりを更に推進するための体制を強化し、積極的に取り組む地方公共団体等に対するインセンティブ策を講ずる等、スポーツを活用した特色あるまちづくりを推進する。

(スポーツ庁政策課、参事官(地域振興担当))

- ・スポーツによる地域活性化の主体である「地域スポーツコミッション」の設立を促進するとともに、モデル的なスポーツツーリズムコンテンツの開発や環境整備を支援する。

(スポーツ庁参事官(地域振興担当))

- ・地域のプロスポーツチーム等と企業、大学等が連携したまちづくりや新たなサービスの創出を目指す地域版のスポーツオープンイノベーションプラットフォーム(地域版 S0IP)の構築を促進する。また、地方公共団体を含む関係者との協働により、生活の中で多様なスポーツ機会を提供するための体制構築や、総合型クラブの登録・認証制度の整備、障害者、生活習慣病や運動器疾患等を有する住民等でもスポーツができる環境整備を行う。

(スポーツ庁健康スポーツ課、参事官(地域振興担当)、参事官(民間スポーツ担当)、厚生労働省健康局健康課、社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループサービス政策課、国土交通省都市局まちづくり推進課、公園緑地・景観課、観光庁観光地域振興部観光資源課)

●女性活躍加速のための重点方針(令和2年7月1日すべての女性が輝く社会づくり本部)(抄)

I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

2.

(4) セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進

「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」(平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等に基づき、国家公務員に対する研修の実施によるセクシュアル・ハラスメント防止に係る法令等の周知徹底やセクシュアル・ハラスメント事案の通報窓口の整備等を着実に実施する。

また、男女雇用機会均等法の改正法及び「セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題」(平成31年4月男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告)の趣旨を踏まえ、労働分野はもとより、教育・スポーツ等を始めとする他の分野においても、相談体制の整備や実効性の確保を始め、被害の予防、救済、再発防止に向けた取組を促進する。

4. スポーツ参加の促進やスポーツ分野における男女共同参画の推進

普段運動する習慣のない女性がスポーツを実施することにより、健康増進や維持、疾病予防に大きな貢献が期待できる。一方で、特に女性アスリートは競技レベルを問わず、「エネルギー不足」「無月経」「骨粗鬆症」の三主徴を抱えている場合が多いと言われており、指導者や選手本人への啓発が重要である。

(1) スポーツを通じた女性の健康増進

世代・性別等に関係なく心身の健康の保持増進を図るため、令和2年度より、関係省庁、地方自治体、スポーツ団体、経済団体等の国民のスポーツ振興に積極的に取り組む関係団体で構成するコンソーシアムを設置し、加盟団体が連携・協同して、身近な地域で健康づくりを図るための環境整備を行う等、女性の運動・スポーツへの参加促進に向けた取組を推進する。

ジュニア層を含む女性アスリートが健康でハイパフォーマンススポーツを継続できる環境を整備するために、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムなどを実施する。

妊娠・出産等、女性特有のライフイベントによりキャリアが断絶しないよう、女性指導者が活躍しやすくなるような研修プログラムを開発し普及させる。

特に10代の女性に多い、「食べない、運動しない」という生活習慣を持つ女性の場合、骨や筋肉の質の低下により、将来的に骨粗鬆症等の健康リスクを引き起こす可能性があることや、低BMIの人は高BMIの人と同程度、糖尿病の発症リスクが高いことを啓発するため、スポーツ庁ホームページ等において、「しっかり食べて運動する」ことを周知するなど、働きかけを行う。

(2) スポーツ分野における女性の参画拡大

「女性アスリートの育成・支援プロジェクト」において、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性指導者を育成するプログラムを実施する。また、同事業において、三主徴を含む、女性アスリートが直面する課題解決に向けた調査研究を実施し、ウェブサイトやカンファレンス等で成果を周知する。このほか、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく指導者養成において、スポーツ実施者の年齢や性別等に合わせた競技別の技術指導を行うコーチ等の指導者の資質の向上を図るための研修を実施する。さらに、競技団体において、女性トップアスリートを身近な立場で支える女性スタッフの配置を支援する。

「運動部活動改革プラン」において、運動部顧問が、学校医や養護教諭等と連携・協力して、成長期の女子生徒が健康に運動部活動を実施するための調査・実践研究についても委託事業の対象としており、令和2年度においても公募手続きを実施することとしている。加えて、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月策定）において、運動部顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うよう示しており、引き続き地方公共団体やスポーツ団体等に周知する。

女性アスリートが、健康で競技スポーツを継続できる環境を整備するとともに、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を活かして、現役引退後も監督・コーチ、スタッフ等と

して継続して活躍できるよう、現役時代から引退後のセカンドキャリアを見据えた準備を支援する取組を推進する。

スポーツ団体における女性役員の比率向上のため、新たに外部の女性役員の採用に取り組もうとするスポーツ団体のニーズを明確にしたうえで候補者を紹介するなどマッチングを支援する。また、女性役員候補者の育成を図るため、スポーツ団体に働く上で必要な知見を身に付けるための研修等を実施する。

スポーツにおける透明性・公平性・公正性の確保はスポーツ活動の基盤であるとの認識の下、スポーツ団体が順守すべき原則・規範を定めたスポーツ団体がバナンスコードに基づき、各スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスの一層の改善を図るため、専門家によるコンサルティング等により、模範となりうる先進事例を形成する。

●観光ビジョン2020 ―世界が訪れたい日本を目指して―

(令和2年7月1日観光立国推進閣僚会議)(抄)

II. インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策(観光庁)

観光は成長戦略の柱、地方創生の切り札であり、観光消費額の8割を占める日本人国内旅行に加え、近年は、世界的にも著しい成長分野であるインバウンドを取り込むことによって、観光立国の実現に取り組んできた。

(略)

これまで、空港やC I Qなど入口の整備、多言語表記・アナウンスなど訪日外国人旅行者等がストレスフリーで観光できる受入環境整備、スノーリゾートや文化施設・国立公園・農泊・クルーズなど訪日外国人旅行者等の新たなコンテンツづくりを進めてきたが、各国との人的交流が回復するまでの時間を活用して、各地域でこれらに戦略的に取り組む。

そのため、外国人接遇能力の向上、体験型アクティビティの充実など着地整備を促すとともに、通訳ガイドも活用して効果的に多言語の表記・看板の整備等のインバウンド対応を一挙に進める。さらに、上質なサービスを求める旅行者に対応した施設整備やコンテンツづくり等も戦略的に進める。

(略)

<インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策>

◇試合の観戦だけでなく地域の魅力を体験するスポーツツーリズム等の各種の滞在プランを造成し、海外に発信

・スポーツと地域資源を掛け合わせたスポーツツーリズムの取組を活性化させるため、更なるインバウンド拡大やコンテンツ磨き上げに関するテーマ別の研究会等を新たに立ち上げる。また、武道ツーリズムを推進していくため、2020年3月に策定された「武道ツーリズム推進方針」に基づき、2020年度中に設立予定の全国推進組織や関係団体等とも連携しつつ、コンテンツ開発や受入環境整備等を促進させるためのニーズ調査等を実施する。さらに、スポーツと日本の文

化芸術の魅力を掛け合わせたスポーツ文化ツーリズムを各地に定着させるため、「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施するとともに、「スポーツ文化ツーリズムシンポジウム」を地方で開催し、受賞事例を多言語で発信する。【改善・強化】

・地方公共団体、スポーツ団体、民間企業（観光産業及びスポーツ産業）等が一体となって、まちづくり・地域活性化に取り組む地域スポーツコミッションが行う、スポーツツーリズムのコンテンツ開発、受入環境整備等の活動を支援するとともに、好事例をウェブサイト等で広く配信する。2020年度は、東京2020大会等を契機に各地に設立されている官民連携横断的組織等を、常設で通年型の取組を行う地域スポーツコミッションへ発展させるため、関係者の合意形成や基本計画の策定等の活動を新たに支援する。【改善・強化】

・インバウンドの地方誘客・消費拡大を更に促進するため、各地域が誇る地域資源とスポーツを掛け合わせたコンテンツ開発や環境整備等のモデル事業を行い、課題や対応策等を取りまとめ、ウェブサイト等で広く配信する。また、武道ツーリズムに活用可能な施設情報等を調査・集約・公表し、武道ツーリズム事業者等の取組を活性化させる環境を構築する。さらに、VR等の最先端技術を活用した疑似体験コンテンツの整備等を行い、新たなプロモーションを実施する。

【新規】

○大規模国際競技大会等の開催を活用した観光客誘致の支援

・東京2020大会やワールドマスターズゲームス2021関西等、日本で開催される大規模国際競技大会等の確実な開催に向けて準備を進めるとともに、大会成功に向けた機運醸成を図る。

【継続】

○スポーツMICEの招致・開催支援に向けた検討

・国際競技大会等の招致・開催のためのガイドライン等の在り方に関するワーキンググループにおいて、スポーツMICEの戦略的な招致活動支援及び各国内競技団体等が国際競技大会や国際会議等のスポーツMICEを招致・開催する際に必要な準備等をまとめたガイドライン等の在り方について検討を進める。【改善・強化】

●知的財産推進計画2020

～新型コロナ後の「ニュー・ノーマル」に向けた知財戦略～

（令和2年5月27日知的財産戦略本部）（抄）

4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る

（2）当面の施策の重点

②クリエイション・エコシステムの構築

（現状と課題）

（略）

加えて、近年、コンテンツ分野における新たな成長領域として注目されているeスポーツについて、関係省庁において、制度的課題の解消など健全な発展のため適切な環境整備に必要なに応じて取り組むとともに、産学官やコミュニティが連携した取組を通じコンテンツだけでなく周辺関連産業への市場の裾野の拡大や、社会的意義・波及効果について検討を行うことが必要である。

（施策の方向性）

（略）

・eスポーツ産業の健全な発展のため、競技大会のガバナンスのあり方について検討する。（短期、中期）（関係府省）